

## 武豊町ふるさと寄附金返礼品提供事業者募集要領

### 1 目的

武豊町では、ふるさと寄附金制度を活用した地元特産品等のPR及びふるさと寄附金の拡充を図るため、寄附者に返礼品を発送していただける事業者(以下「返礼品提供事業者」という。)を募集します。

### 2 返礼品提供事業者の応募要件

返礼品提供事業者は、以下の要件を全て満たす者としてします。

- (1) 本社(本店)、支社(支店)、事業所又は工場が武豊町内にある法人、団体又は個人事業者(以下、「法人等」という。)であること。ただし、総務省の基準に適合している返礼品を提供する場合は、町外の法人等も可能とする。
- (2) 町税の滞納がないこと。町外の法人等においては、その所在地における税の滞納がないこと。
- (3) 各種法令に沿った商品又はサービスの提供を行っていること。
- (4) 代表者等が、武豊町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び武豊町個人情報保護条例(平成19年条例第3号)を遵守できること。

### 3 返礼品の要件

返礼品の詳細な要件は、平成31年4月1日付総務省告示第179号(以下、「告示」という。)第5条の総務大臣が定める基準に該当するもので、以下の要件を全て満たす商品やサービスとします。ただし、要件に適合しても、町が適当でないとして認められた場合は選定されない場合があります。また、返礼品として選定された後も、告示に係るその後の通知により、返礼品から除外されることがあります。

- (1) 武豊町のPRや地域産業の振興につながる商品であること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取り扱えるものとする。
- (3) 町及び6に規定する町の委託事業者からの返礼品発送依頼に速やかに対応できること。
- (4) 公序良俗に反したものでないこと。

### 4 返礼品の価格

返礼品に対する町の負担額は、寄附金額の3割を上限とします。返礼品の価格には、箱代、梱包費、消費税を含むものとします。送料・サイト掲載手数料・寄附金決済手数料・返礼品代の振込手数料については、別途、町が負担します。なお、返礼品の価格が町の負担額を超える場合は、返礼品提供事業者の負担とします。

## 5 返礼品提供事業者のメリット

- (1) 町のホームページやチラシ、ふるさと納税専門インターネットサイトに返礼品画像、商品名、事業者名等を掲載します。また、返礼品提供事業者にホームページ等がある場合、希望により町ホームページ掲載欄にリンクを貼ります。
- (2) 返礼品発送時に、自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

## 6 返礼品取りまとめ委託事業者

効率的な運営、安全安心を考慮した返礼品の手配、顧客・配送等にかかるデータの適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があることから、武豊町では返礼品の運営事業を民間事業者へ委託します。

返礼品提供事業者は、別途提示する委託事業者と打合せ及び商品取引契約等が必要となります。

## 7 申込方法

「武豊町ふるさと寄附金返礼品提供事業者参加申込書(別紙1)」及び「誓約書(別紙2)」へ記入し、下記提出先まで郵送、持参又はメールにて提出をお願いします。

【提出先】郵送・持参 :〒470-2392 武豊町字長尾山2番地 武豊町役場経営戦略課  
メール :keiei@town.taketoyo.lg.jp

## 8 返礼品選定方法及び選定結果の通知

- (1) 返礼品は、武豊町ふるさと寄附金返礼品選定委員会において、武豊町ふるさと寄附金返礼品提供事業者参加申込書、添付書類に記載されている事項及びヒアリングによる申告内容を評価して選定します。
- (2) 選定結果は、参加申込者全員に通知します。

## 9 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めます。

## 10 問い合わせ先

武豊町役場 政策推進部 経営戦略課  
郵便番号:470-2392  
愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地  
電話 :0569-72-1111(内線512)  
FAX :0569-72-1115  
Eメール:keiei@town.taketoyo.lg.jp